

筑西市LINE公式アカウント運用ポリシー

この筑西市LINE公式アカウント運用ポリシー（以下「運用基準」という。）は、筑西市LINE公式アカウントの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（筑西市LINE公式アカウント）

第1条 筑西市LINE公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）は、本市の区域内外のLINEユーザーに筑西市の情報を配信するSNSコンテンツとする。

2 公式アカウントのプレミアムIDは、「@chikusei-city」とする。

（公式アカウントの運営）

第2条 公式アカウントの運営は、広報広聴主管課長を運用管理者とし、各課の職員のうち、1人又は2人の運用担当者を指名して行う。

2 運用担当者は、LINE公式アカウントのサービスを利用し、本市の情報を投稿し、配信する。

3 投稿は、原則として、午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く。）までの間に行う。

（配信する情報）

第3条 公式アカウントにより配信する情報は、本市からのお知らせ、観光・イベント情報その他本市のPRとなる情報、災害情報等とする。

（要望、意見等の対応）

第4条 公式アカウントにおいてあった本市に対する要望・意見等については、応答又は対応をしないものとし、別に実施する不定期的に実施する当該アカウントのユーザーに対するアンケートの内容に応じ、対応等を検討するものとする。

（禁止事項について）

第5条 運用管理者は、次の各号のいずれかに該当する内容を含むコメント等を行ったユーザーのコメントをコンテンツから削除し、又は公式アカウントから排除するものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 第三者のプライバシーについて当該者の同意なく侵害する内容
- (3) 違法又は反社会的な内容
- (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (5) 本市又は第三者に不利益、損害を与え、又は与えるおそれのある内容
- (6) 本市又は第三者を差別し、誹謗中傷し、侮辱し、又は名誉を毀損する内容
- (7) 本市又は第三者の著作権、肖像権その他の知的財産権を侵害する内容
- (8) 特定の商品、店舗、法人等を宣伝等の商業目的により広報する内容
- (9) 市長が別に定めるLINE公式アカウントガイドライン、LINE利用規約又はLINE公式アカウント利用規約に違反する内容
- (10) 前各号に掲げるいずれかに該当する内容を推奨し、又は助長する内容
- (11) 前各号に掲げるもののほか市長が公式アカウントにより配信することが不適当と認める内容

(配信する事項の著作権)

第6条 公式アカウントに掲載する情報の著作権は、原則として、本市に帰属する。

(補則)

第7条 この運用基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。